



内閣府
男女共同
参画局



都道府県・政令指定都市男女共同参画主管課長等会議

DV・性犯罪・性暴力等の暴力への 対策に関する取組について

令和6年1月

内閣府男女共同参画局
男女間暴力対策課

本日の流れ

- 1 DV対策における取組
- 2 性犯罪・性暴力対策における取組
- 3 広報・啓発に関する取組

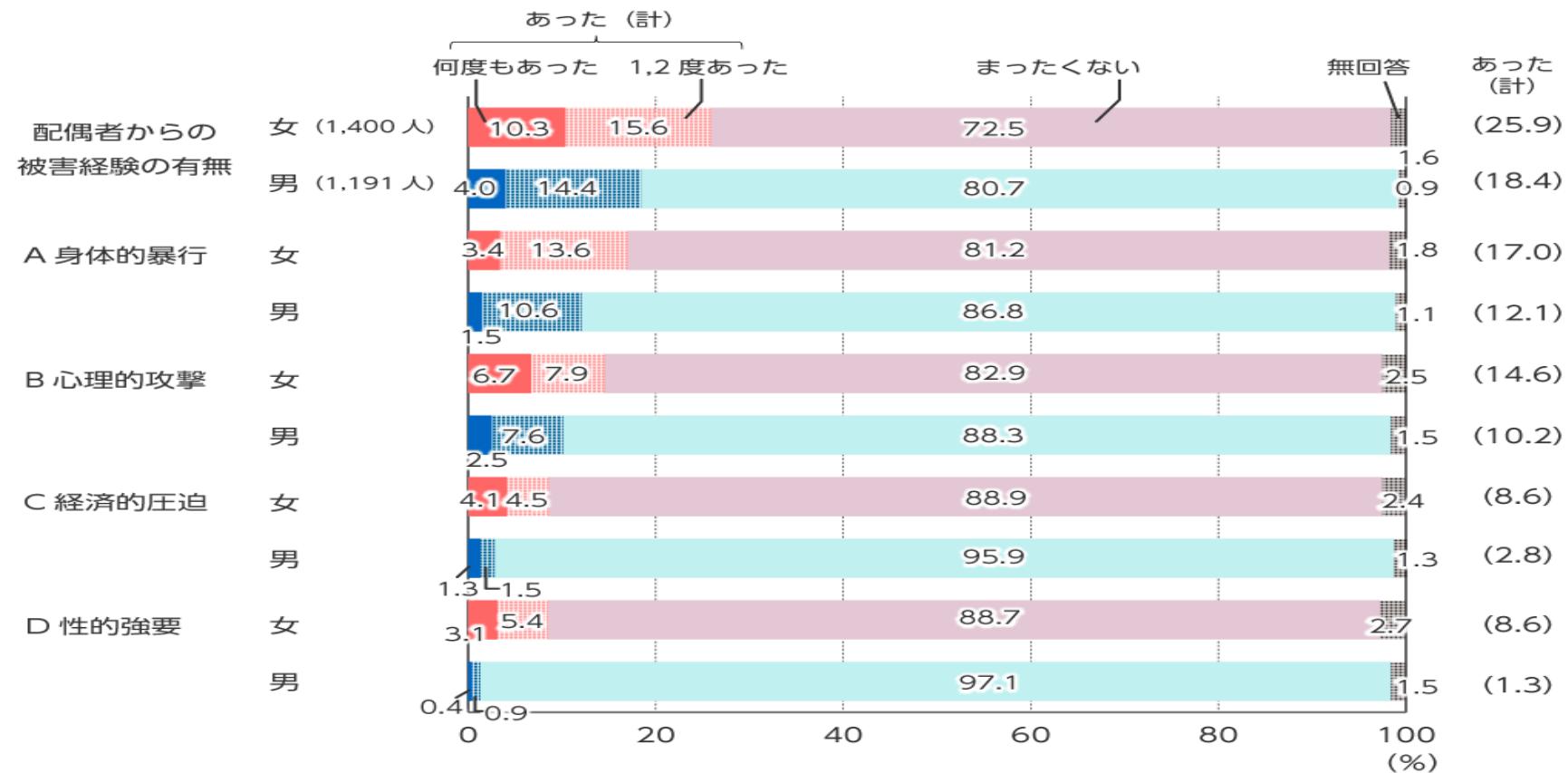
1 DV対策における取組

2 性犯罪・性暴力対策に関する取組

3 広報・啓発に関する取組

配偶者からの暴力の被害経験(性別)

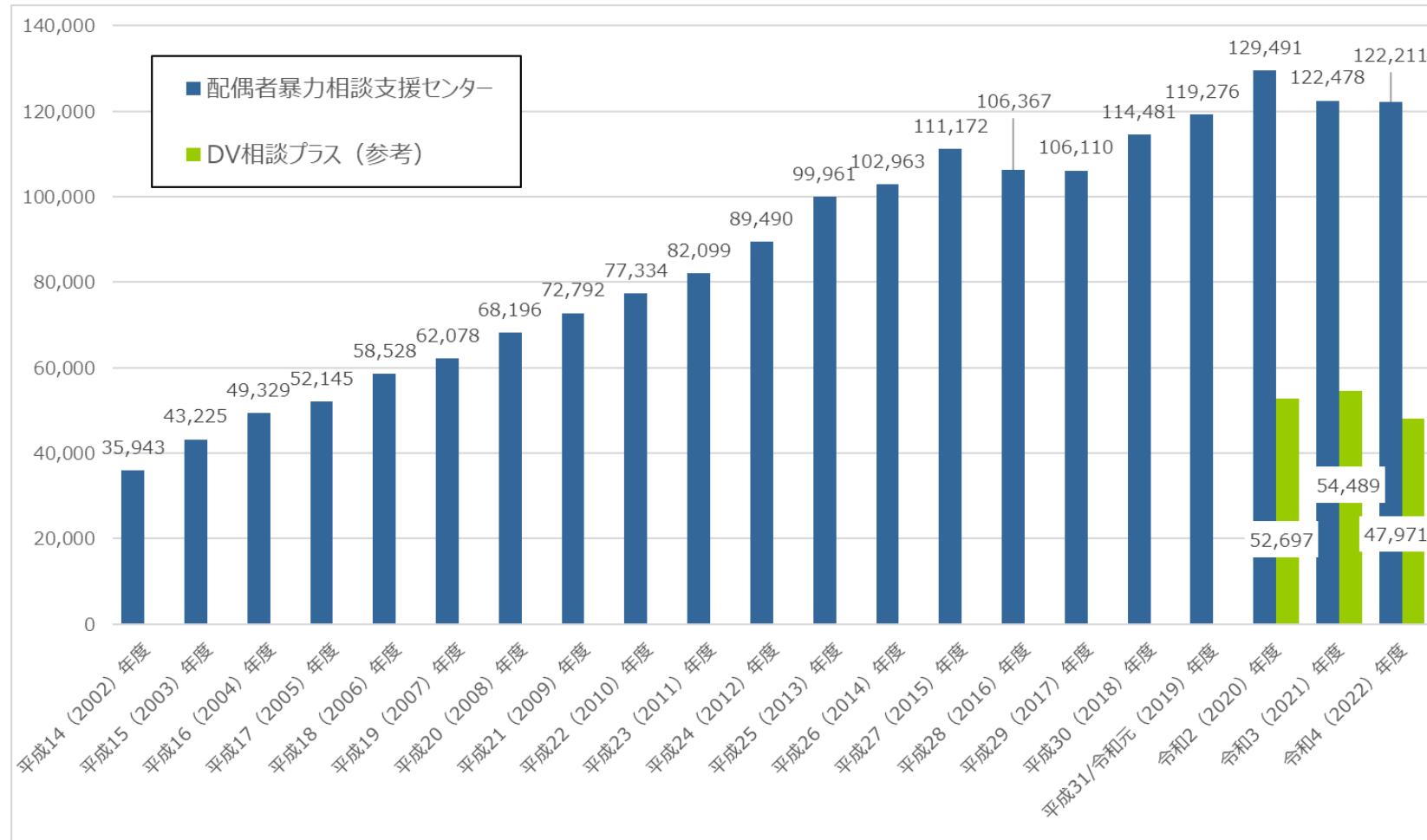
女性の約4人に1人、男性の約5人に1人は、配偶者から被害を受けたことがある、女性の約10人に1人は何度も受けている。



(出典)・政府広報オンライン <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201411/1.html>
・内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和3年3月公表)

配偶者暴力相談支援センターへの相談件数の推移（年次）

- 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、令和2（2020）年度に過去最高となり、高水準で推移。
- 令和4（2022）年度は、約12.2万件で、前年度とほぼ同数（前年度比0.4%減）。

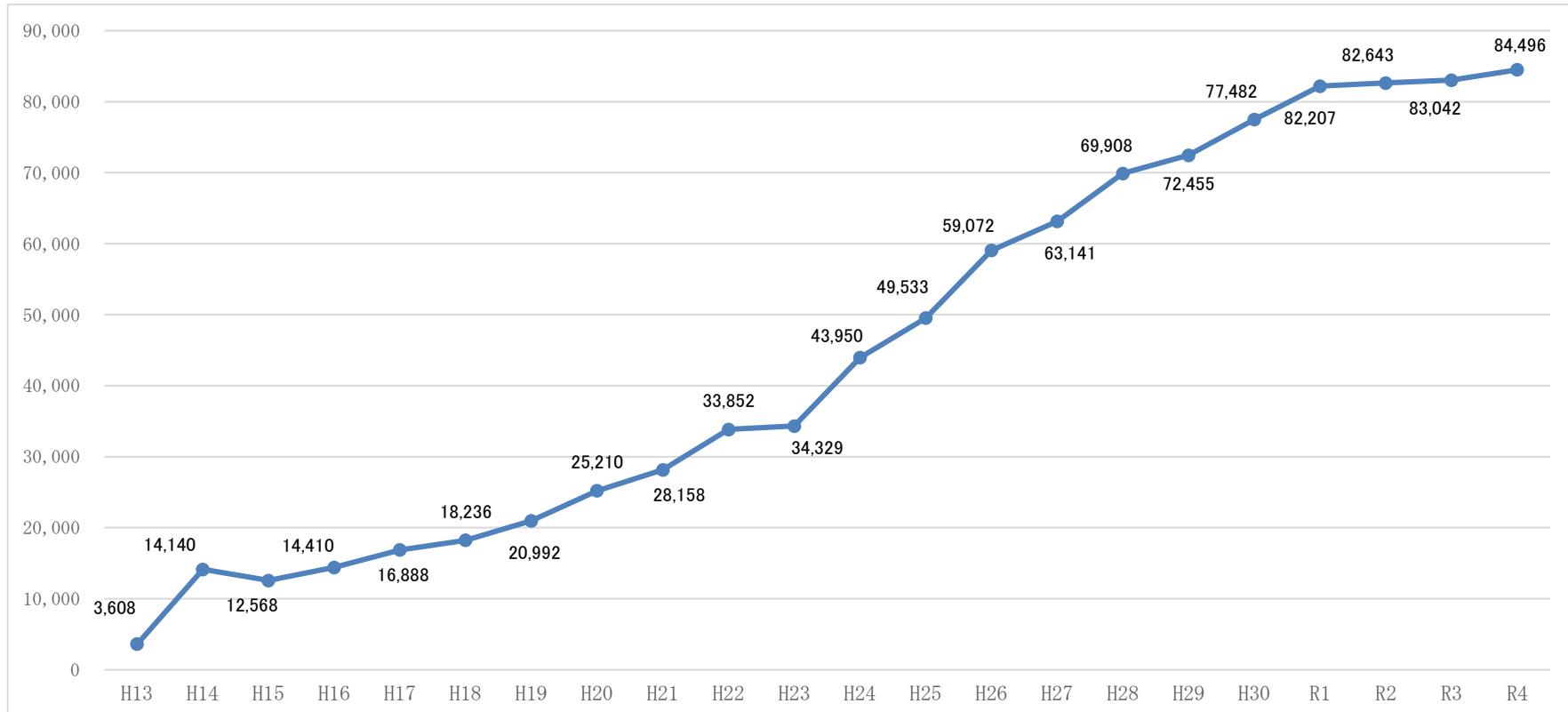


※「配偶者暴力相談支援センター」の相談件数は、内閣府男女共同参画局において、各都道府県から報告を受けた全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等をとりまとめ、集計。

※「DV相談プラス」の相談件数は、令和2（2020）年4月20日に内閣府が開設した相談窓口に寄せられた相談件数を集計。

警察におけるDV等の相談等件数の推移

相談等件数は増加傾向であり、令和4年は84,496件（前年比+1,454件、+1.8%）とDV防止法施行後最多。



注1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数

注2) 平成13年は、DV防止法の施行日（10月13日）以降の件数

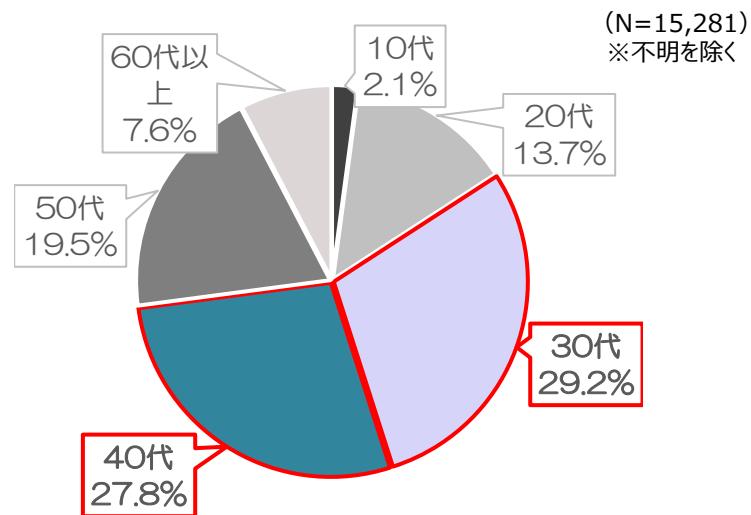
注3) 法改正を受け、平成16年12月2日施行以後、離婚後に引き続き暴力を受けた事案について、20年1月11日施行以後、生命等に対する脅迫を受けた事案について、また、26年1月3日施行以後、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上

(出典) 警察庁「令和4年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」

DV相談者の年齢・相談内容

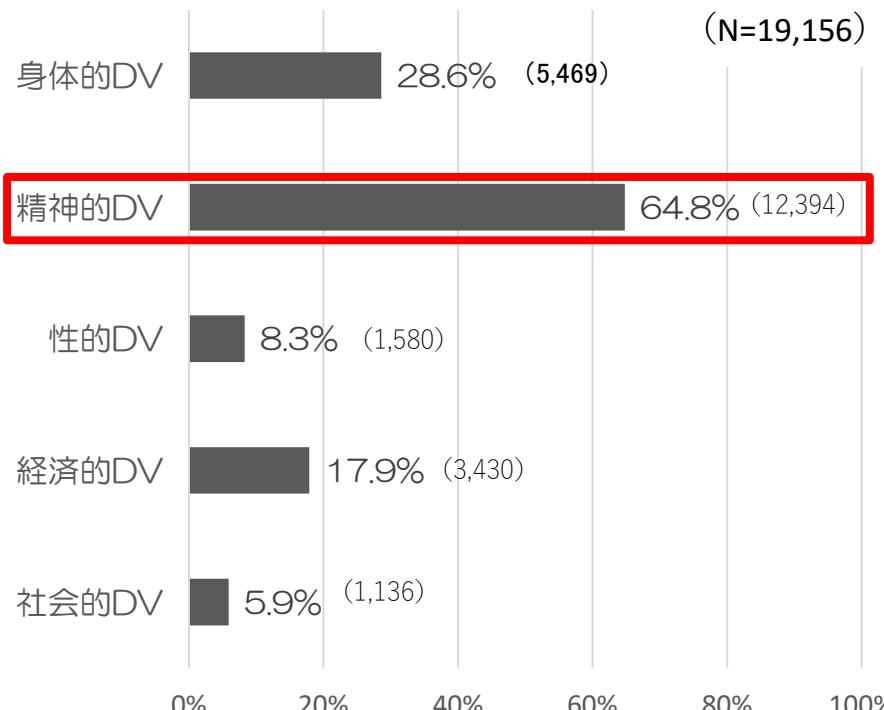
相談者の年齢

30代・40代で全体の約5割を占める。



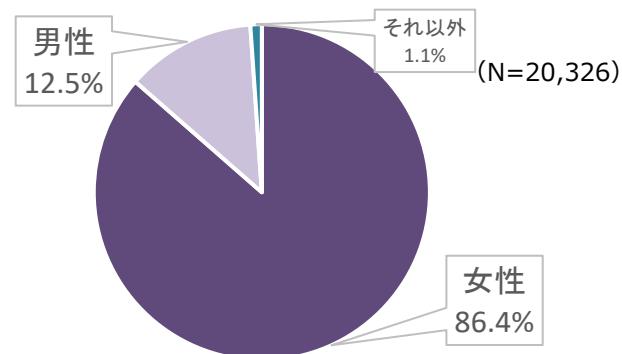
相談内容（複数回答）

相談内容の約6割が精神的DVを含んだ内容



相談者の性別

女性が9割弱、男性が1割強を占める。



(出典)令和4年度前期「DV相談+(プラス)事業における相談支援の分析に係る調査研究事業」報告書

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律(令和5年法律第30号)(概要)

令和6年4月1日施行
(一部の規定を除く。)

<1. 保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化>

(現行) 保護命令とは、被害者からの申立てに基づき、裁判所が、相手配偶者に対して、被害者の身辺へのつきまといや住居等の付近のはいかい等の一定の行為を禁止する命令（下記）を発令する制度

- ・被害者への接近禁止命令（身辺へのつきまといや住居・勤務先等の付近のはいかいの禁止）
- ・同居する未成年の子／親族等への接近禁止命令
- ・被害者への電話等禁止命令（無言電話や緊急時以外の連絡する電話・FAX・メール送信等の禁止）
- ・退去等命令（被害者と共に住む住居からの退去、住居付近のはいかいの禁止）

※口頭弁論又は相手配偶者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ発令できない原則を規定

① 接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者について、配偶者からの

{ 身体に対する暴力を受けた者、
「生命又は身体」に対する加害の告知による脅迫を受けた者 } に加えて、
「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者を追加

◆ 接近禁止命令の発令要件について、「更なる身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により心身に重大な危害を受けるおそれが大きいとき」に拡大
(現行は「更なる身体に対する暴力により身体に重大な危害を受けるおそれが大きいとき」)

② 接近禁止命令等の期間を6か月間から1年間に伸長 [10条1項～4項]

注：子への接近禁止命令・子への電話等禁止命令について、当該命令の要件を欠くに至った場合の取消し制度（接近禁止命令の発令後6か月以降等）を創設 [17条3項～7項]

③ 電話等禁止命令の対象行為に、緊急時以外の連続した文書の送付・SNS等の送信、緊急時以外の深夜早朝（午後10時～午前6時）のSNS等の送信、性的羞恥心を害する電磁的記録の送信、位置情報の無承諾取得を追加 [10条2項]

④ 被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令の要件^{注1}を満たす場合について、
当該子への電話等禁止命令^{注2}を創設

注1：被害者への接近禁止命令の要件のほか、被害者が当該子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があること、15歳以上の子についてはその同意があること 等

注2：対象行為は、監視の告知等、著しく粗野乱暴な言動、無言電話、緊急時以外の連続した電話・FAX・メール・SNS等送信、緊急時以外の深夜早朝の電話・FAX、汚物等の送付等、名譽を害する告知等、性的羞恥心を害する事項の告知等、位置情報の無承諾取得等 [10条3項]

⑤ 退去等命令の期間について、住居の所有者又は賃借人が被害者のみである場合には、申立てにより6か月（原則は2か月）とする特例を新設 [10条の2]

⑥ 保護命令違反の厳罰化

1年以下の懲役／100万円以下の罰金 → 2年以下の懲役／200万円以下の罰金 [29条]

<2. 基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充>

➢ 国が定める基本的な方針及び都道府県が定める基本的な計画について、

- (1) 被害者の自立支援のための施策^{注3}、
- (2) 国・地方公共団体・民間の団体の連携・協力 を必要的記載事項とする

注：「被害者の保護」に「被害者の自立を支援することを含む。」と規定することで対応 [2条の2・2条の3]

<3. 協議会の法定化>

➢ 関係機関等から構成される配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会を法定化し、都道府県に協議会を組織する努力義務（市町村は「できる規定」）、情報交換の円滑化等を図るため、協議会の事務に関する守秘義務等を創設 [5条の2～5条の4・新30条]

配偶者暴力防止法における「保護命令」について（赤字が改正部分）

- ▶保護命令制度とは、裁判所が、被害者の申立てにより、相手配偶者に対し、一定の行為を禁止する命令を発令する制度（口頭弁論又は審尋の期日を経て発令することが原則とされている。また、被害者保護のため、迅速な裁判をするものとされている。）
- ▶配偶者からの身体に対する暴力又は生命・身体・**自由・名譽・財産**に対する脅迫を受けた被害者が、更なる暴力又は**脅迫**により、その生命又は**心身**に重大な危害を受けるおそれが大きいとき、接近禁止命令が発令される（※命令ごとに異なる要件あり）

被害者への接近禁止命令

1年間

被害者の身辺につきまとったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令

以下の命令は、被害者への接近禁止命令の要件を満たすことを要件としており、命令期間は、被害者への接近禁止命令が発令されている間に限られる。

被害者への電話等禁止命令

1年間

次に掲げる行為を禁止する命令

面会の要求／行動監視の告知等／著しく粗野乱暴な言動／無言電話・緊急時以外の連続した電話・文書・FAX・メール・**SNS等送信**／緊急時以外の深夜早朝（22時～6時）の電話・FAX・メール・**SNS等送信**／汚物等の送付等／名譽を害する告知等／性的羞恥心を害する告知等・物の送付等（電磁的記録の送信を含む）／**位置情報の無承諾取得等**

被害者の親族等への接近禁止命令

1年間

被害者の親族等（※）の身辺につきまとったり、当該親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令

※ 被害者の親族（被害者の成年の子を含む）その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者

退去等命令

2か月間（※）

被害者と共に住む住居から退去することを命じ、当該住居の付近をはいかいすることを禁止する命令

※ 住居の所有者又は賃借人が被害者のみの場合は、申立てにより、6か月間

要件：配偶者からの身体に対する暴力又は生命・身体に対する脅迫を受けた被害者が、更なる身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいとき

被害者の子への接近禁止命令

1年間

被害者の子（※）の身辺につきまとったり、当該子の住居、学校等の付近をはいかいすることを禁止する命令

※ 被害者と同居する未成年の子

被害者の子への電話等禁止命令

1年間

次に掲げる行為を禁止する命令

行動監視の告知等／著しく粗野乱暴な言動／無言電話・緊急時以外の連続した電話・文書・FAX・メール・**SNS等送信**／緊急時以外の深夜早朝（22時～6時）の電話・FAX・**送信**／汚物等の送付等／名譽を害する告知等／性的羞恥心を害する告知等・物の送付等（電磁的記録の送信を含む）／**位置情報の無承諾取得等**

(参考) 保護命令制度に関するパンフレット

配偶者暴力防止法に基づく 保護命令制度が新しくなります。

令和6年(2024年)4月1日~

重篤な精神的被害を
受けた場合にも
保護命令の対象が
拡大します。



改正のポイント

- 接近禁止命令等について、発令の対象を拡大
- 子への電話等禁止命令の創設
- 保護命令違反に関する罰則の加重
(2年以下の拘禁刑*/200万円以下の罰金)

※刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日の前日までは「懲役」となる

更に詳しく
知りたい方へ

配偶者暴力防止法令和5年改正の詳細 ▶



DV被害者支援に関する情報 ▶



配偶者や交際相手からの暴力に悩んでいませんか?

ひとりで悩まず、相談してください。

配偶者暴力相談支援センター



はれは
#8008

に電話をかけると、

お近くの都道府県の配偶者暴力相談支援センターにつながります。

配偶者暴力相談支援センターでは、

- 様々な問題についての相談支援やカウンセリング
- 緊急時における安全の確保・一時保護
- 自立支援や保護命令制度の利用に関する情報の提供や助言
- 関係機関との連絡調整その他の援助を行っています。

(※支援内容は、各センターによって異なります。)

警察

警察では、

- 配偶者からの暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者の保護
- 申出により、被害を自ら防止するための措置の教示等
- 加害者に対する指導警告等
- 刑罰法令(暴行、傷害、脅迫、住居侵入など)に抵触する場合は、被害者の意思を踏まえ、検挙に向けた捜査等を行います。

警察に、相談したり、援助を求めることもできます。

#9110

番(警察相談専用電話)に電話をかけると、発信地を管轄する警察本部等の総合窓口につがなります。

※土日祝日及び夜間は、「当直」又は「音声案内」等により対応しています。

※ご利用には、一般的な固定電話にかけたときと同じ通話料がかかります。

※一部のIP電話等からはつながりません。

他の相談機関一覧はこちら ▶



内閣府
男女共同
参画局

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律(令和5年法律第30号)による改正内容を紹介します。

(参考) 保護命令制度に関するパンフレット

保護命令制度

(※令和6年(2024年)4月1日以降に申立てをする場合)

- 保護命令制度とは、地方裁判所が、被害者の申立てにより、相手配偶者^{*}に対し、一定の行為を禁止する命令を発令する制度です。
- 保護命令に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処されることとされています。

*「配偶者」には、①法律婚の相手方、②事実婚の相手方、③生活の本拠を共にする交際相手が該当します。また、離婚等の前に暴力等を受け、離婚等の後も引き続き暴力等を受ける場合、元①～③も含みます。
(以下この資料において、「配偶者」とあるときは同じです。)

保護命令の種類

1年間 被害者への接近禁止命令

被害者の身辺につきまとったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令

以下の4つの命令は、被害者への接近禁止命令の要件を満たすことを要件としており、命令期間は、被害者への接近禁止命令が発令されている間に限られます。

1年間 被害者への電話等禁止命令

被害者に対する次の行為を禁止する命令

画面の要求行動監視の告知等(著しく粗野粗暴な言動/無言電話/緊急時以外の連絡した電話・文書・FAX・メール・SNS等送信/緊急時以外の深夜早朝(22時～6時)の電話・FAX・メール・SNS等送信/汚物等の送付等/名前を書く告知等/性的羞恥心を害する告知等・物の送付等(電磁的記録の送信を含む)/GPSによる位置情報取得等

1年間 被害者の子への接近禁止命令

被害者の子(※)の身辺につきまとったり、当該子の住居、学校等の付近をはいかいすることを禁止する命令

※被害者と同居する未成年の子

1年間 被害者の子への電話等禁止命令

被害者の子に対する次の行為を禁止する命令

行動監視の告知等(著しく粗野粗暴な言動/無言電話/緊急時以外の連絡した電話・文書・FAX・メール・SNS等送信/緊急時以外の深夜早朝(22時～6時)の電話・FAX・メール・SNS等送信/汚物等の送付等/名前を書く告知等/性的羞恥心を害する告知等・物の送付等(電磁的記録の送信を含む)/GPSによる位置情報取得等

1年間 被害者の親族等への接近禁止命令

被害者の親族等(※)の身辺につきまとったり、当該親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令

※被害者の親族(被害者の成年の子を含む)その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者

2ヶ月間 退去等命令

被害者と共に住む住居から退去することを命じ、当該住居の付近をはいかいすることを禁止する命令

※住居の所有者又は賃借人が被害者のみの場合は、申立てにより、6か月間

保護命令の要件

《接近禁止命令》

配偶者からの

身体に対する暴力
or
生命/身体に対する脅迫
or
自由/名誉/財産に対する脅迫

を受けた者が

更なる

身体に対する暴力
or
生命/身体に対する脅迫
or
自由/名誉/財産に対する脅迫

により

生命/心身に対する重大な危害^{*}を受けるおそれが大きいとき

《退去等命令》

配偶者からの

身体に対する暴力
or
生命/身体に対する脅迫

を受けた者が

更なる

身体に対する暴力
を受けること

により

生命/身体に対する重大な危害^{*}を受けるおそれが大きいとき

*「重大な危害」とは、少なくとも通院加療を要する程度の危害のことです。

*上記のほか、命令ごとに異なる要件があります。

Q 接近禁止命令等の対象となる「脅迫」の具体的な内容は何ですか。

A 接近禁止命令等の対象となる脅迫は、「生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫」です。例えば、次の行為などが対象となり得ると考えられますが、具体的な言動が、接近禁止命令等の対象となる「脅迫」に該当するか否かは、個別の事案における証拠に基づき裁判所が判断することとなります。

自由に対する脅迫

- 身体・行動の自由への脅迫:部屋に閉じ込め、外出しようとすると怒鳴るなど
 - 謝罪に関する意思の自由への脅迫:土下座を強制するなど
 - 職業選択の自由への脅迫:從わなければ仕事を辞めさせると告げるなど
- また、性的自由に対して害を加える旨の告知も該当します。

名誉に対する脅迫

- 性的な画像を広く流布せざると告げるなど
- 悪評をネットに流して攻撃せざると告げるなど

(注)これらのほか、個別具体的な状況により、「生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨の告知」と認められるものは、「脅迫」に該当します。

財産に対する脅迫

- キャッシュカードや通帳を取り上げると告げるなど

Q 接近禁止命令等の要件のうち、「生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きい」の具体的な内容は何ですか。

A 「重大な危害」とは、少なくとも通院加療を要する程度の危害のことです。「心身に重大な危害」のうち、「心」(精神)への重大な危害としては、「うつ病、心的外傷後ストレス障害(PTSD)、適応障害、不安障害、身体化障害」が考えられます。配偶者からの身体に対する暴力又は脅迫を受けたことにより、これらうつ病等の通院加療を要する症状が出ており、配偶者からの更なる身体に対する暴力又は脅迫を受けるおそれがある場合には、基本的に、「重大な危害を受けるおそれが大きい」と評価し得るものと考えられます。また、迅速な裁判(法第13条)の観点から、上述の「うつ病等の通院加療を要する症状が出ている」という事実を立証するため、申立ての際に、うつ病等についての医師の診断書を添付することが必要となります。

(注)診断書の添付とは別に、身体に対する暴力又は脅迫を受けたこと、配偶者からの暴力又うつ病等の因果関係、更なる身体に対する暴力又は脅迫を受けるおそれが大きいこと等の他の要件について、主張・立証が必要となります。なお、発令されるかどうかは、証拠に基づき裁判所が判断することになります。

Q 男性の被害者が申立てをすることはできますか。また、同性カップル間の暴力は対象になりますか。

A 被害者の性別は問いません。男性の被害者も申立てをすることができます。

また、同性カップル間の暴力についても、保護命令の対象となった例があります。

(参考) 配偶者暴力防止法に関するQ & A (令和5年改正分)

(掲載例)

配偶者暴力防止法に関するQ&A

※本ページの情報は、令和6年4月1日から施行される配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）による改正後の情報です。

総論関係

[配偶者暴力防止法の見直しを行う理由及びその内容は何ですか。](#)

配偶者暴力防止法の見直しを行う理由及びその内容は何ですか。

最近のDVに関する相談件数等は増加傾向にある中、相談内容の約6割を占める精神的DVにより心身に重大な被害が生じた例も報告されています。一方で、被害者の申立てに基づき裁判所が加害者に接近等を禁止する命令を出す保護命令の認容件数は、一貫して減少しています。

このような状況も踏まえ、現行制度では身体に対する暴力などを受けた被害者のみを対象とする保護命令の強化や生活再建支援等の必要性が指摘されていました。

これを受けて、本改正法は、保護命令の拡充として、

- ・接近禁止命令等について、自由・名誉・財産への脅迫を受けた被害者による申立てを可能とし、精神への重大な危害のおそれがある場合にも拡大
- ・命令期間の伸長、電話等禁止命令等における禁止行為の拡大、子への電話等禁止命令の創設、退去等命令の期間の特例の創設、保護命令違反に関する罰則の加重

を行うこととしました。

また、被害者の自立支援及び多機関連携を進める観点等から、国が定める基本方針及び都道府県基本計画の記載事項の拡充や協議会の法定化等の措置を講ずるものであります。

保護命令の強化関係

[接近禁止命令等の対象について、自由、名誉又は財産に対する脅迫を追加する趣旨は何ですか。](#)

[接近禁止命令等の対象となる「脅迫」の具体的な内容は何ですか。](#)

「「心（精神）」への重大な危害を受けるおそれが大きい」の具体的な内容は何ですか。

「心身に重大な危害」とは、少なくとも通院加療を要する程度の危害であり、このうち、「心（精神）」への重大な危害としては、うつ病、心的外傷後ストレス（P T S D）、適応障害、不安障害、身体化障害（以下「うつ病等」という。）が考えられます。

配偶者等から身体に対する暴力等を受けたことにより、これらのうつ病等の通院加療を要する症状が出ており、配偶者等から更なる身体に対する暴力等を受けるおそれがある場合には、基本的に、「重大な危害を受けるおそれが大きい」と考えられます。

迅速な裁判（第13条）の観点からは、上述の「うつ病等の通院加療を要する症状が出て」いるという事実を立証するため、申立ての際に、うつ病等の診断書を添付することが必要になります。

注：なお、接近禁止命令等の申立てをする際には、診断書の添付とは別に、身体に対する暴力等を受けたこと、配偶者からの暴力とうつ病等の因果関係、更なる身体に対する暴力等を受けるおそれが大きいこと等の接近禁止命令等の要件について、主張・立証が必要となります。

基本方針・都道府県基本計画

基本方針

令和5年9月8日公布

○内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣、厚生労働大臣が策定

【必要的記載事項】

- 配偶者暴力の防止・被害者の保護（含：自立支援）に関する
 - ・基本的な事項、
 - ・施策の内容に関する事項、
 - ・**施策を実施するために必要な国・地方公共団体・民間の団体の連携・協力に関する事項、**
 - ・その他重要事項

○都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針

都道府県基本計画

全都道府県で策定済み

○都道府県が策定

【必要的記載事項】

- 配偶者暴力の防止・被害者の保護（含：自立支援）に関する
 - ・基本的な方針、
 - ・施策の実施内容に関する事項、
 - ・施策を実施するために必要な**都道府県・関係地方公共団体・民間の団体の連携・協力に関する事項、**
 - ・その他重要事項

市町村は、都道府県基本計画を勘案した市町村基本計画の策定の努力義務。

注：赤字は改正部分

法定協議会について

配偶者からの暴力の防止・被害者の保護のための協議会を法定化

- 都道府県に協議会の組織の**努力義務**（市町村は「できる」規定）
- 関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成

例：【自治体の機関】

配偶者暴力相談支援センター、都道府県警、福祉事務所（都道府県・市など）、
児童相談所（都道府県・政令市など）、教育委員会（都道府県・市町村）

【行政機関】

公共職業安定所、公共職業能力開発施設、検察庁、法務局・地方法務局、法テラス、年金事務所

【民間の団体】

民間シェルター・住宅支援団体などの支援団体

注：現在、46都道府県で基本方針に基づく協議会を設置済み。

<協議会の機能>



- ✓ 被害者に関する情報その他**被害者の保護を図るために必要な情報の交換**
- ✓ 被害者に対する支援の内容に関する協議

（支援の一環としての配偶者からの暴力の防止を含む。）

例：代表者会議（関係部局や機関の長により構成）

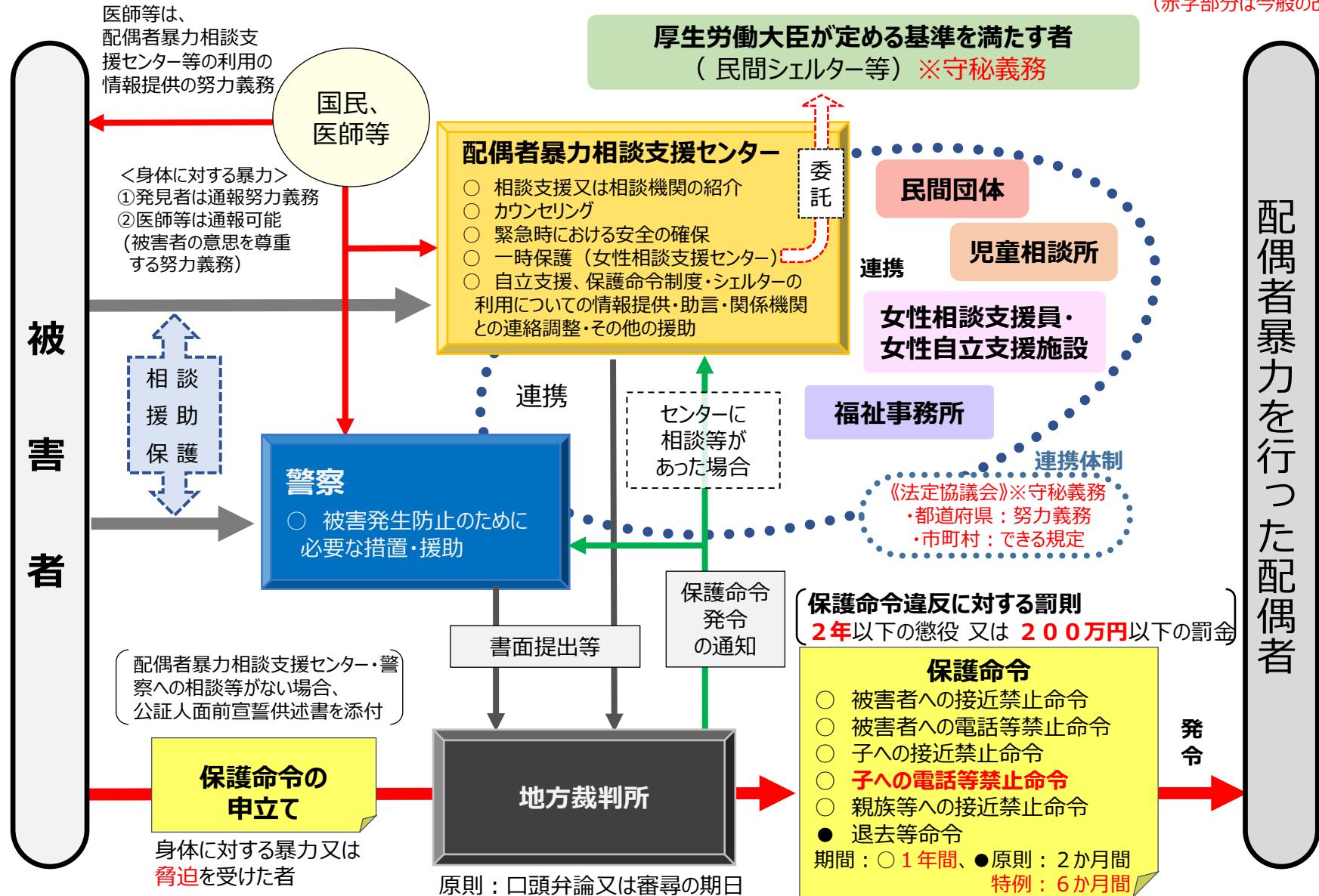
実務者会議（被害者の支援に直接携わる者により構成）

個別ケース会議（個別の事案に対応）

- ✓ 関係機関等への**協力要求権**（資料・情報提供・意見の開陳等）
- ✓ 協議会の事務に従事する者・していた者に**守秘義務**
(1年以下の拘禁刑(懲役)、50万円以下の罰金)

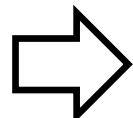
配偶者暴力防止法（DV防止法）の概要【フローチャート】

※令和6年4月1日施行時点
(赤字部分は今般の改正)



DV相談窓口

【DV相談ナビダイヤル】
はれれば
#8008



最寄りの配偶者暴力相談支援センターに電話
→ 電話相談・面談・同行支援・保護等



令和2年4月20日開始

24時間電話相談
つなぐ はやく
0120-279-889

メール相談

※24時間受付

SNS相談

※毎日12時~22時対応

同行支援

保護

緊急の宿泊提供

WEB面談も実施



soudanplus.jp

外国語相談(SNS相談)にも対応

10言語

※24時間受付

英、中、韓、スペイン、ポルトガル、タガログ、
タイ、ベトナム、インドネシア、ネパール

性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）

目的

【令和6年度概算決定額 316百万円】(令和5年度当初予算額 303百万円)

- 配偶者からの暴力被害者等を支援する民間シェルター等の先進的な取組を促進することにより、地域における官民が連携した配偶者暴力被害者等支援の充実及び多様なニーズに応じた支援の枠組みの構築に資することを目的とする。

概要

- ◆ 交付先：都道府県・政令指定都市、市町村（特別区含む）

- ◆ 対象経費：都道府県等が負担した、民間シェルター等の先進的な取組を促進するための経費（以下①～④）

①受け入れ体制整備に要する経費（母子一体で受け入れるための改修経費、メール・SNS等相談のための人事費・システム整備費、多様な被害者等を受け入れるための体制の確保（若年女性、妊産婦、障害者、男性、外国籍等の多様な被害者を受け入れるための施設の改修や居住施設の確保、施設のバリアフリー化等）等）

②専門的・個別の支援に要する経費（心理的ケアや同伴児童の進学等の専門的な相談支援を行う専門職配置に要する人事費、支援員の相談支援業務の対応力向上や専門性向上に係る研修経費 等）

③切れ目ない総合的支援に要する経費（自立に向けたプログラム実施経費、関係機関への同行支援に係る交通費、退所者へのアウトリーチ支援に要する人事費 等）

④加害者プログラムの実施等に要する経費

※上記①～④の事業実施のための付随的経費

- ◆ 交付率等：国 3/4（交付上限：1民間団体当たり、一つの都道府県の管内で1,000万円）

- ◆ その他：他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先

予算スキーム

内閣府



都道府県等

※この事業の地方負担に対しては、特別交付税措置が講じられている。

- 民間シェルター等における以下の事業
- ① 受け入れ体制整備事業
 - ② 専門的・個別支援事業
 - ③ 切れ目ない総合的支援事業
 - ④ 加害者プログラム関連事業

補助金等

民間シェルター等

- ・NPO法人
- ・社会福祉法人 等

配偶者暴力防止法改正法における基本方針（抄）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針

【令和5年9月8日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号】

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の内容に関する事項

12 調査研究の推進等

(1) 調査研究の推進

ア 加害者プログラムの実施の推進等

加害者を対象とし、加害者プログラムに参加する動機付けのある加害者に働き掛けることで、加害者自らの暴力の責任を自覚させるとともに暴力の再発を防ぐための取組は、配偶者からの暴力の防止に向けて考えられる重要な施策の一つであり、被害者支援につながるものである。

国は、内閣府において、令和2年度から令和4年度の調査研究事業において加害者プログラムを試行的に実施し、令和5年5月、地方公共団体が実施する際の留意事項について「配偶者暴力加害者プログラム 実施のための留意事項」として整理し、地方公共団体に配布した。この「実施のための留意事項」等を活用した加害者プログラムの実施を推進するとともに、その実施状況等を踏まえ、更なる知見の蓄積を図りつつ、加害者プログラムの全国的な実施に向けた取組を進める。

都道府県等においては、被害者支援の観点から、当該「実施のための留意事項」も活用し、民間団体等と連携するなどして、加害者プログラムの実施に取り組むことが望ましい。その際、関係機関との連携協力のため、法定協議会を活用することも考えられる。

また、受刑者等や保護観察に付された者に対しては、暴力事犯者に対するプログラムについて検討又は実施を進めているところであり、加害者の問題性に応じて、配偶者からの暴力の特性等に配慮した処遇の実施に努める。

配偶者暴力加害者プログラム

被害者支援の一環として、加害者に働きかけことで**加害者に自らの暴力の責任を自覚させる**プログラム
※「配偶者暴力加害者プログラム 実施のための留意事項（令和5年5月）」から

目的

- 被害者の安全を確実なものにする。
- 加害者が自身の加害責任を自覚する。
- 加害者の認知・行動変容を起こす。



到達目標であり、プログラム参加が目標達成を保証するものではない。

対象

パートナー(被害者)に対してDVを行った者で、**自ら変わることに対する動機付けを持つ者**

【プログラム受講条件】

- ① 加害者本人が脱暴力に向けて認知・行動の変化を望んでおり、プログラム参加の意思を持っていること。
- ② 原則としてパートナー(被害者)が加害者のプログラム参加を認識していること。
- ③ 被害者の安全を確認するために、パートナーコンタクト担当者から被害者に連絡が取れること。
- ④ 参加希望者にグループワークに参加できないような問題がないこと。

内容

※ 令和3～4年度 配偶者暴力加害者プログラムに関する調査研究事業における試行実施

【実施方法】対面形式又はオンライン形式 【実施規模】1グループ8名程度 【実施回数】1クール13回～18回程度

- ① DVが何かを深く知ること。
- ② DVによって被害者や子がどのような影響を受けるのか。
- ③ 暴力のない関係や相手を尊重するとは具体的にどのようなことなのか。



再発防止について考えさせ、加害者にグループで話す機会と他の加害者の話を聞く機会を与える。

1 DV対策における取組

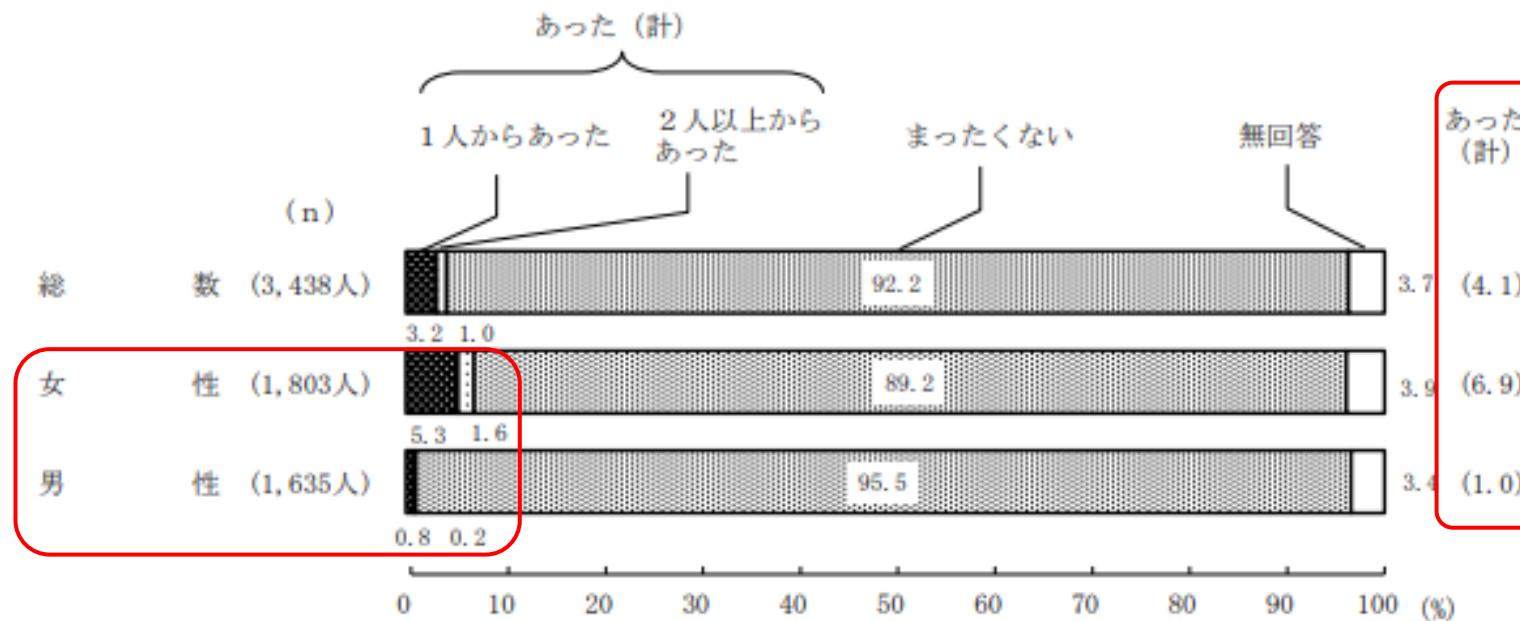
2 性犯罪・性暴力対策に関する取組

3 広報・啓発に関する取組

「無理やりに性交等をされた被害経験」について

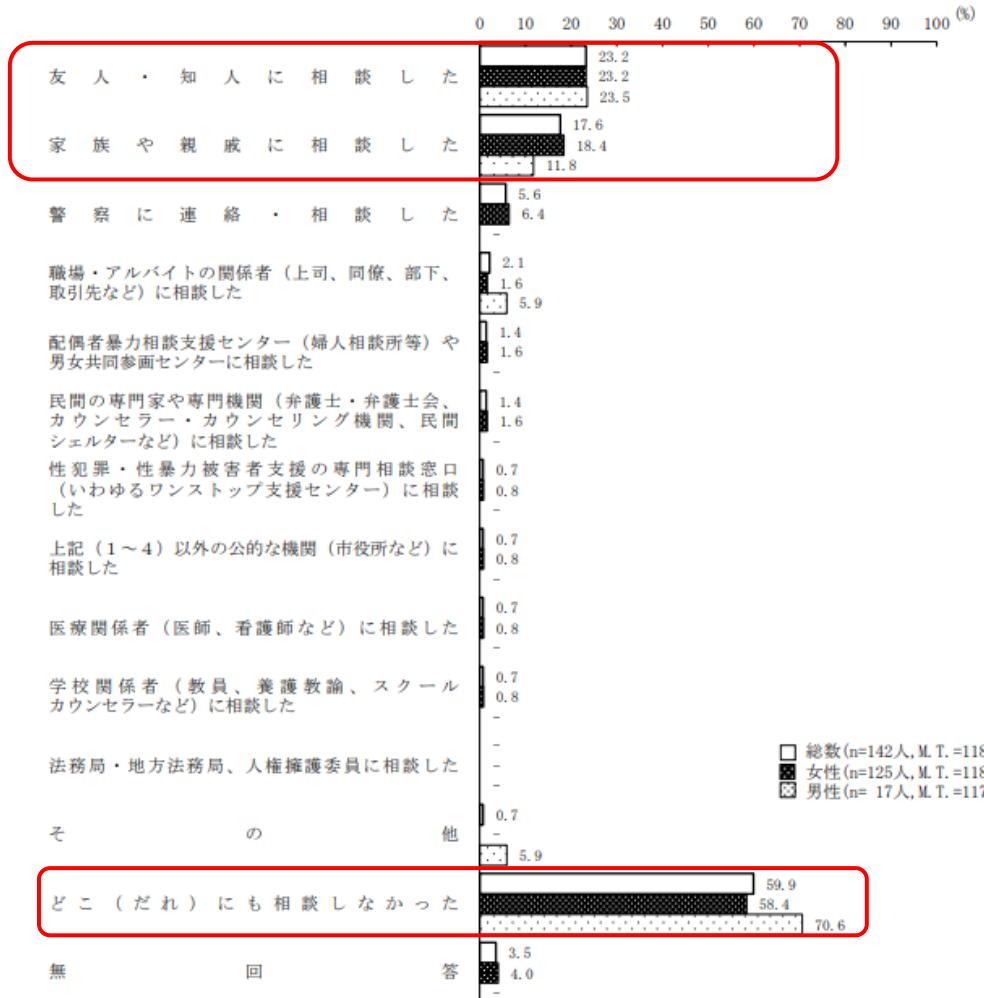
- 「これまでに、相手の性別を問わず、無理やり(暴力や脅迫を用いられたものに限らない)に性交等(性交、肛門性交又は口腔性交)をされたことがあるか」を尋ねたもの
- 被害経験のある人は男女計で 4.1% (内「1人からあった」3.2%、「2人以上からあった」1.0%)
- 被害経験のある人の性別では、女性 6.9%、男性 1.0%

図 5-1-1 無理やりに性交等をされた被害経験の有無



「無理やりに性交等をされた被害経験」について

図 5-6-2 無理やりに性交等をされた被害の相談先（複数回答）



*「上記（1～4）以外の公的な機関」とは、下記以外の公的な機関を指す。

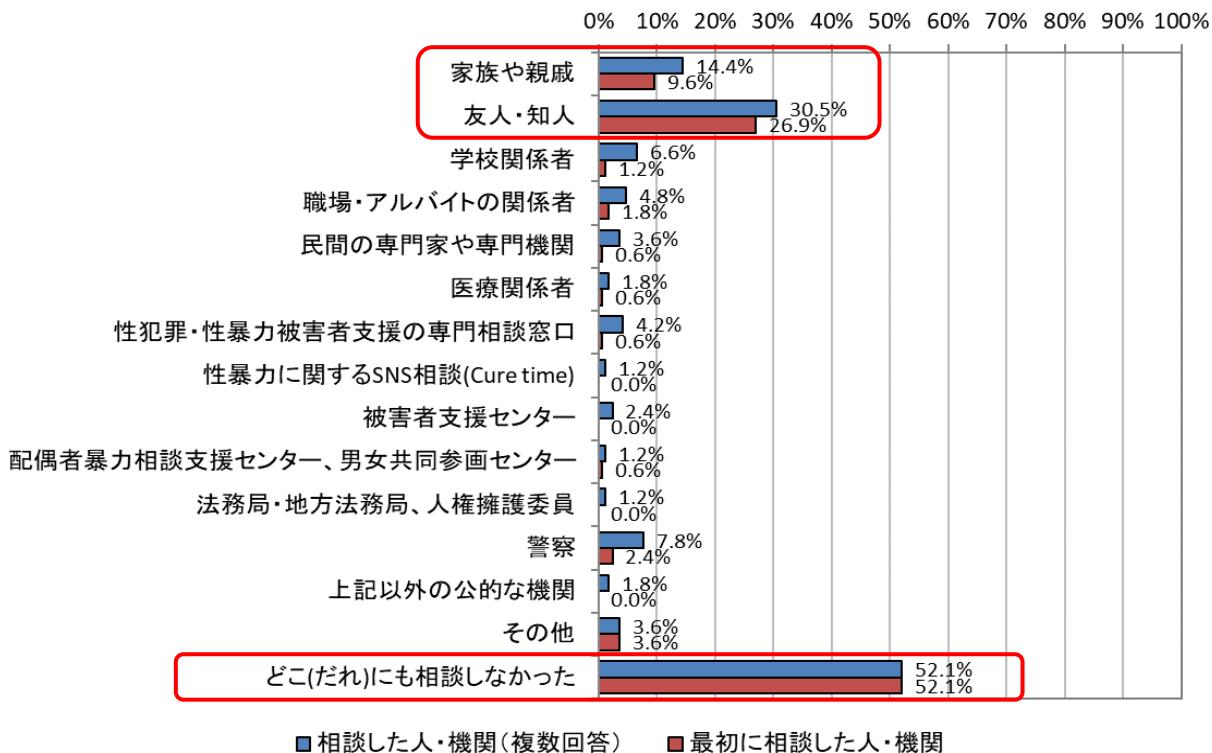
1. 性犯罪・性暴力被害者支援の専門相談窓口（いわゆるワンストップ支援センター）
2. 配偶者暴力相談支援センター（婦人相談所等）や男女共同参画センター
3. 警察
4. 法務局・地方法務局、人権擁護委員

- 「どこ（だれ）にも相談しなかった」が59.9%となっている。
- 「友人・知人に相談した」が23.2%と最も多い。
- 次いで「家族や親戚に相談した」(17.6%)などとなっている。

相談状況：若年層の性暴力被害オンライン調査から

被害に遭っても、半数以上はどこ(だれ)にも相談していない。
相談した人の相談先は身近な人(①友人・知人、②家族や親せき)が多い。

【性交を伴う性暴力被害】性暴力被害の相談状況について
<相談した人・機関(複数回答)、最初に相談した人・機関> (n=167)



性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

目的割

- ・被害直後からの総合的な支援を可能な限り一か所で提供
- ・被害者的心身の負担を軽減し、その健康の回復を図る
- ・警察への届出の促進・被害の潜在化防止

設置根拠

- ・第5次男女共同参画基本計画
- ・第4次犯罪被害者等基本計画

設置都道府県数
(か所数)

・47都道府県
(52か所)

機能

- ・産婦人科等医療的支援(緊急避妊薬の処方・証拠採取・継続的な医療等)
- ・法的支援(弁護士相談、弁護士紹介等)
- ・心理的支援(精神科の医療費やカウンセリング費用の補助等)

運営

- ・内閣府から、都道府県等(今年度より指定都市・中核市を追加)へ「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」を交付

設置形態

- ・病院拠点型(12センター)
- ・相談センター拠点型(3センター)
- ・相談センター中心連携型(37センター)

24時間 運営

- ・21都府県(令和5年4月)
- ・「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」
夜間休日に対応していない道府県について対応(内閣府が設置)

相談件数

- ・63,091件(令和4年度)

性犯罪・性暴力被害相談体制の拡充

ワンストップ支援センター 全国共通短縮番号(R2.10/1～)



「#8891」
(はやくワンストップ)

性暴力被害者のための 夜間休日コールセンター(R3.10/1～)

性犯罪・性暴力の夜間の相談や緊急対応のため、これまで夜間休日には対応していないワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して、支援を実施

性暴力に関するSNS相談 「キュアタイム」

R2.10/2～

性暴力の悩み、チャットで
相談してみませんか？

年齢・性別は問いません

匿名でOK

あなたが望まない性的な行為はすべて性暴力です
叩いたり、蹴ったり、あなたの身体を傷つけられることだけが暴力ではありません

Cure time
性暴力に関するSNS相談



同意のない性的な行為は
全て性暴力です。

Cure time
匿名で相談できるSNS相談室

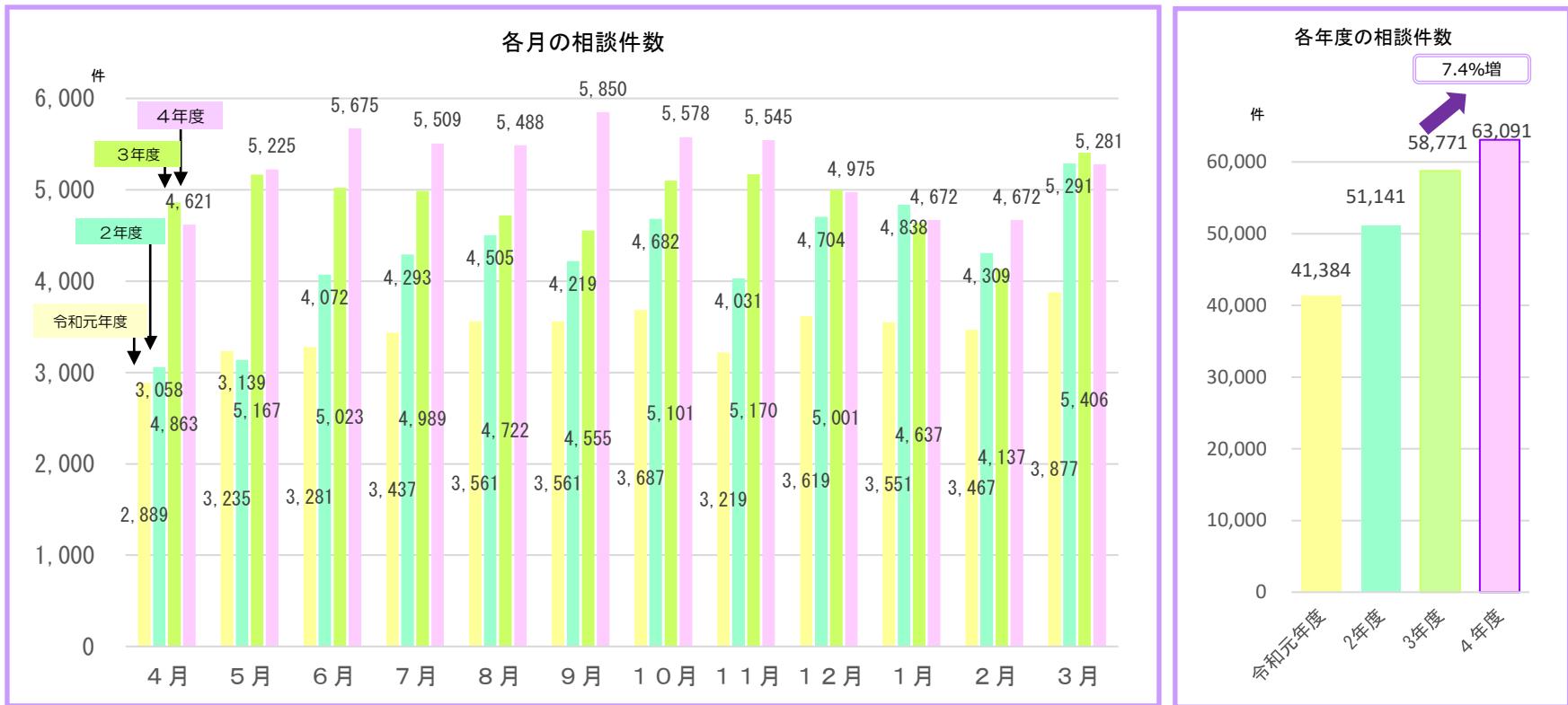


キュアタイム

検索

性犯罪・性暴力被害者そのためのワンストップ支援センターの相談件数の推移（令和元年度～4年度）

全国のワンストップ支援センターへの相談件数は、年々増加。
令和4年度は、前年度比7.4%増。（4月、12月、3月を除き、前年度を上回って推移）



- 注：1. 相談件数は、性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（性犯罪・性暴力被害者支援事業）の事業実績として、都道府県等から報告のあった電話・面接・メール・SNS等による相談の合計。
2. 令和2（2020）年の対象施設は49か所、令和3（2021）年度は49か所、令和4（2022）年度は50か所。

ワンストップ支援センターへの相談者の性別・年齢

性別は、女性が大半を占めるが、男性からの相談も電話では約1割となっている。
被害時の年齢は、約半数を10代以下が占めており、中学生以下に限っても、3割に上る。

性別

<電話相談>

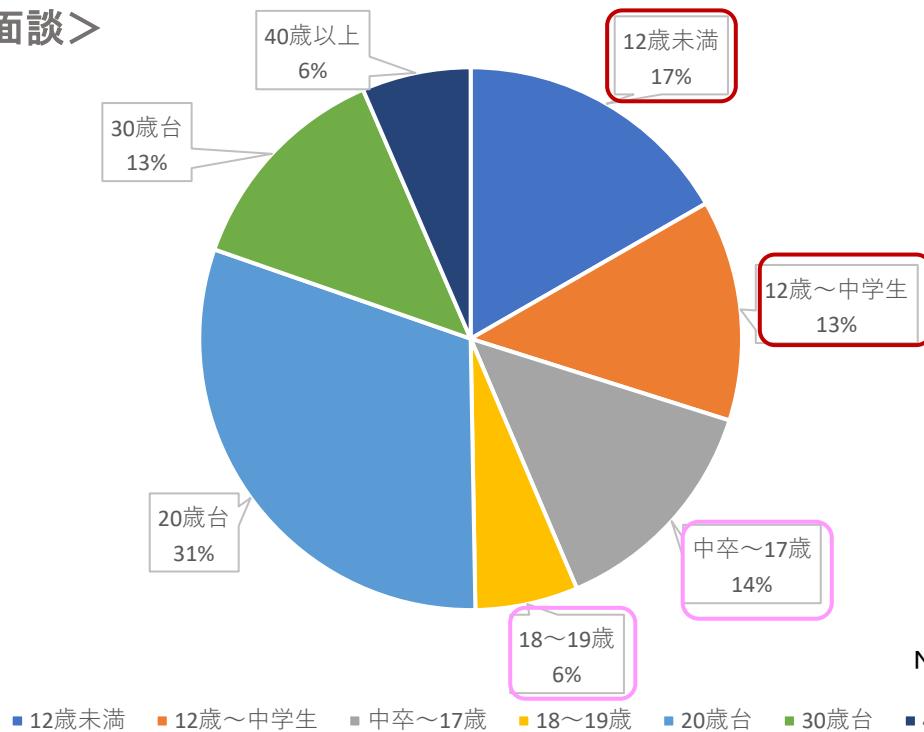
女性 81.7%、男性 14.0%

<面談>

女性 97.5%、男性 2.3%

被害時の年齢

<面談>



※年代が不明の者を除いた場合の割合（令和4年6月～8月）

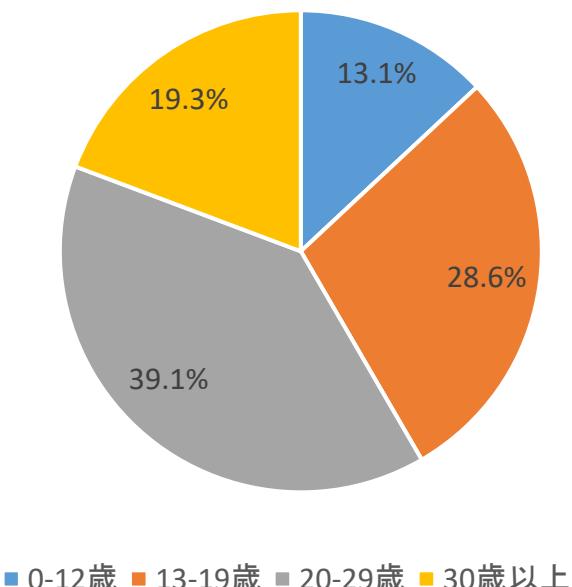
子ども・若者の性暴力被害の状況

強制性交等罪の認知件数(1,655件)のうち、被害者が20代以下が8割以上、10代以下に限っても4割以上を占めている。

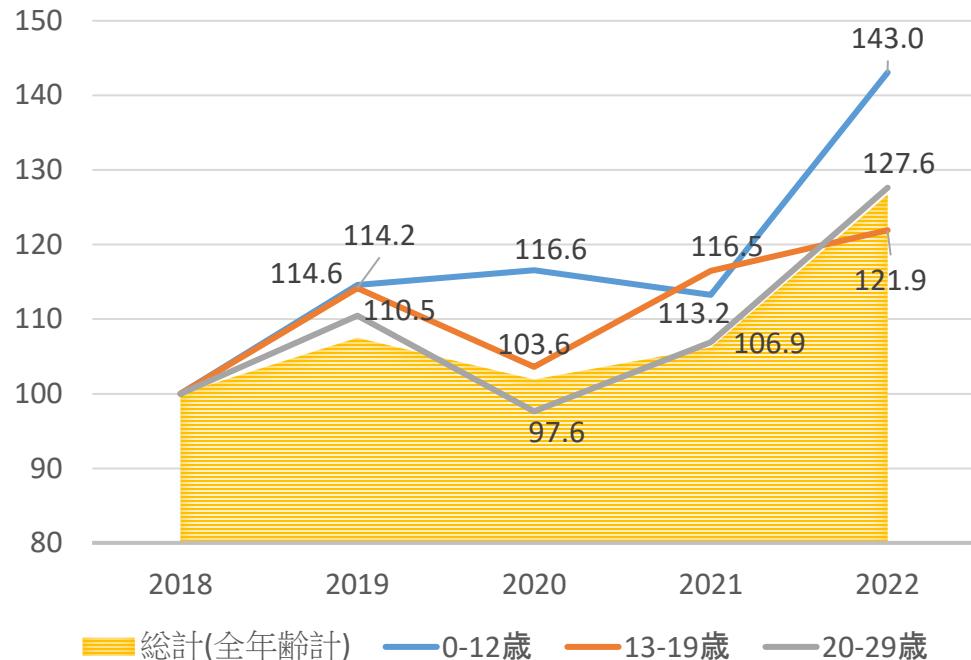
また、子ども・若者が被害者となる強制性交等罪の認知件数は増加傾向にあり、0-12歳では、2018年に比べ1.4倍以上となっている。

<強制性交等罪の認知件数>

被害者の年齢層別割合(2022年)



被害者の年齢層別の推移(2018年=100)



性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金

【令和6年度概算決定額 493百万円】
(令和5年度当初予算額 481百万円 補正予算額 108百万円)

目的

- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営の安定化及び被害者支援機能の強化のため、都道府県等による支援センターの整備等に係る取組を支援し、被害者支援に係る取組の充実を図る。

概要

- ◆ 交付先：都道府県、政令指定都市、中核市
- ◆ 対象経費：都道府県等が負担した以下①～③に関する経費

①相談センターの運営費等

(人件費（支援員の処遇改善、事務職員の配置、コーディネーター等の配置、24時間対応への取組 等）、広報啓発、関係機関との連携強化、法的支援、コールセンターとの連携に係る経費、先進的な取組に要する経費（SNS対応、外国語・手話対応 等）、こども、若者・男性被害者への支援に要する経費、拠点となる病院を有する支援センターに対する取組加算 等)

②被害者の医療費等

(緊急避妊措置、検査費用（妊娠検査、性感染症検査、薬物検査）、カウンセリング費用
他県居住者の被害の支援に係る経費（急性期）、証拠採取キット等の購入に係る経費、人工妊娠中絶に要する経費 等)

③AV出演被害防止・救済に関する法的支援に要する経費

- ◆ 交付率：対象経費の1/2（「②被害者の医療費等」は1/3、「③AV出演被害防止・救済に関する法的支援に要する経費」は全額）
- ◆ その他：他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先（本制度の優先利用や他制度との二重交付は不可）

予算スキーム

内閣府

交付金

都道府県等

※この事業の地方負担に対しては、普通交付税措置が講じられている。

- ① 被害者相談支援運営・機能強化事業
(相談センターの運営費等)
- ② 医療費等公費負担事業
(被害者の医療費、証拠採取キット等の購入経費等)
- ③ AV出演被害防止・救済に関する法的支援事業

性犯罪・性暴力被害者
のための
ワンストップ支援センター

性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針（概要）

令和5年3月30日

性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議

経緯

令和2年6月11日

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」

(性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議)

→ 令和2年度～4年度を「集中強化期間」として
性犯罪・性暴力対策の取組を強化。

これまでの取組と課題

- 性犯罪に厳正かつ適切に対処するための刑事法の検討
 - 再犯防止プログラムの拡充
 - 被害申告・相談をしやすい環境の整備（警察、ワンストップ支援センター）
 - 「生命（いのち）の安全教育」の推進、社会全体への啓発 等を着実に実施
- 一方で、依然、性犯罪・性暴力は深刻な状況であり、対策の更なる強化が必要

性犯罪・性暴力対策の「更なる集中強化期間」（令和5年度～7年度※の3年間）

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、決して許されない。

「相手の同意のない性的な行為は性暴力である」等の認識を社会全体で共有し、取組を強化していく。

※ 第5次男女共同参画
基本計画の目標年度

【1 刑事法の改正に係る対応及び刑事手続の適切な運用】

- 刑事法改正に係る対応（広報啓発、支援現場職員への研修等）
- 刑事手続の運用に関する検討
- 刑事手続における二次被害の防止・プライバシーの保護

【2 再犯防止施策の更なる充実と性犯罪・性暴力の予防】

- 再犯防止対策の更なる強化等
- 地方公共団体による再犯防止施策の支援
- わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分と再発防止
(教員等・保育士に関する対応、日本版DBSの導入に向けた検討)

【3 被害申告・相談をしやすい環境の整備】

- 被害届の即時受理の徹底
- 証拠採取・保管体制の整備
- 捜査段階における二次被害の防止
- 警察における相談窓口の周知や支援の充実
- ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化
- 学校等で相談を受ける体制の強化

【4 切れ目ない手厚い被害者支援の確立】

- ワンストップ支援センターを中心とする被害者支援の充実
(地域の関係機関（警察、医療機関等）との連携強化、対応能力の向上等)
- 医療的支援の更なる充実と専門人材の育成
- 中長期的な支援体制の充実（困難女性支援法に基づく中長期的支援等）
- 多様な被害者支援の充実（障害者、男性等を含む様々な被害者への対応）

【5 教育啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防】

- 発達段階に応じた教育・啓発活動（生命（いのち）の安全教育の推進）
- 社会全体への啓発（若年層の性暴力被害予防月間 等）

【6 新たな課題等への対応】

- AV出演被害の防止及び被害の救済
(AV出演被害防止・救済法の周知・広報、相談対応の支援、厳正な取締り等)
- インターネット上の性暴力等への対応
(違法行為への厳正な対処、児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止等)
- 痴漢撲滅に向けた政策パッケージの確実な実行
- 被害者や支援者等に対する誹謗中傷の防止



本方針に基づく具体的施策は毎年の「女性活躍・男女共同参画の重点方針」に記載。毎年度フォローアップを実施し、確実に実行。

子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ（概要）

令和5年7月26日「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」・「子どもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」合同会議

- 弱い立場に置かれた子ども・若者が、性犯罪・性暴力被害に遭う事案が後を絶たない
- 子ども・若者は、被害に遭っても、それを性被害であると認識できない、声を上げにくく適切な支援を受けることが難しい
→「すべての子ども・若者が安心して過ごせる社会の実現」のためには、対策の一層の強化が喫緊の課題

I 三つの強化策の確実な実行

1 加害を防止する強化策

- (1) 改正刑法等による厳正な対処、取締りの強化
 - 性犯罪に係る改正刑法等及びその趣旨・内容の周知、改正後の刑法等の関係法令を踏まえた厳正な対処
 - 加害者の被害者に対する強い影響力を利用した事犯（親族関係、雇用関係、師弟関係等）などについて、全国で取締りを強化
 - 「匿名通報事業」に係る対象の変更・拡大及び一層の周知
- (2) 日本版DBSの導入に向けた検討の加速
- (3) 保育所等での虐待防止のための児童福祉法改正の検討
- (4) 児童・生徒等への教育啓発の充実
 - 学校における「生命（いのち）の安全教育」の全国展開
 - 小学生等を対象にプライベートゾーン等の啓発キャンペーン
 - 中高生等を対象とする学校現場での改正刑法等の周知徹底
 - 外部講師の活用等による性と健康に関する教育等の実施
 - eネットキャラバンの講座に係る情報提供の実施

2 相談・被害申告をしやすくする強化策

- (1) 相談窓口の周知広報の強化
- (2) SNS等による相談の推進
 - SNS相談「Cure time（キュアタイム）」
 - こどもの人権相談
 - 親子のための相談LINE等を通じた児童相談所による支援実施
- (3) 子育て支援の場等を通じた保護者に対する啓発
 - 保護者として身に付けることが望ましい知識について周知・啓発（子どもの性被害のサイン、「記憶の汚染」を避ける、相談先等）
- (4) 男性・男児のための性暴力被害者ホットラインの開設
- (5) 相談・被害申告への適切な対応のための体制整備
 - 児童からの聴取に係る体制等の整備
 - 医師に対する協力謝金の拡充の検討や泌尿器科、肛門科、小児科を含む証拠採取の環境整備

3 被害者支援の強化策

- (1) ワンストップ支援センター等の地域における支援体制の充実
- (2) 学校等における支援の充実
 - 児童生徒から相談を受けた際の養護教諭を含む教職員の対応のポイント等の周知
 - 児童館や放課後児童クラブにおける対応・支援の充実
- (3) 医療的支援の充実
 - 受診可能な医療機関リストを整備し関係機関において共有する等の取組の促進、医療機関におけるワンストップ支援センターの認知度向上
- (4) 法的支援の充実
 - 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設に向けた取組
 - 文化芸術分野の契約、ハラスメントを含むトラブル等に関する相談窓口

II 緊急啓発期間の実施

- 政府を挙げた啓発活動を集中実施** (本年8月～9月)
 - ① 加害の抑止（改正刑法等の周知）
 - ② 相談窓口の周知
 - ③ 被害に気付いた者の適切な対応

III 被害実態等の的確な把握と実証的な政策立案

- 被害当事者や支援者等の意見を継続的に聴取、調査分析等による知見を共有 → 的確な被害実態等の把握
- 不断の検討により、加えて実施すべき施策があれば、果斷に実行

※「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」、「子供の性被害防止プラン2022」、「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」等の関連施策も着実に実行

痴漢撲滅に向けた政策パッケージ（概要）

令和5年3月30日 内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、国土交通省

痴漢は、重大な犯罪である。個人の尊厳を踏みにじる行為であり、断じて許すことはできない。本パッケージは、関係府省が一体となって取組を強化するため、痴漢対策に取り組んでいく上での基本的な考え方を明らかにするとともに、今後実施する施策を取りまとめたもの。

痴漢被害の現状

- 16歳から24歳の女性の**10人に1人**が被害（内閣府調査）
- 被害者の**4分の3以上（76.9%）**が**10代・20代の若年層**
(令和元年～3年の東京都における検挙。警察庁データ)



特に**若年層の女性にとって身近な性暴力被害**となっている。
(ただし、性別・年齢に関係なく被害者となり得ることにも留意が必要)

1. 痴漢対策を進めるまでの基本認識

- 痴漢は重大な犯罪である
- 被害者を一人にしてはいけない
- 痴漢の被害は軽くない
- 痴漢は他人事ではない
- 被害者は一切悪くない

2. 痴漢撲滅に向けた今後の施策

(1) 痴漢を防ぐ取組	○ 痴漢事犯の実態把握 ○ 重点的な取締りの強化 ○ 防犯アプリの普及 ○ 女性専用車両の導入等 ○ 鉄道事業者間での痴漢防止に係る効果的な取組の共有 ○ 車内防犯カメラの設置・設置基準の策定 ○ 通学路等における安全確保と安全教育 ○ 生命（いのち）の安全教育
(2) 加害者の再犯を防ぐ取組	○ 刑事施設等における性犯罪再犯防止指導等の実施 ○ 保護観察所における性犯罪再犯防止プログラムの実施 ○ 地方公共団体が実施する性犯罪再犯防止の取組に対する支援
(3) 被害者を支える取組	○ 被害申告・相談をしやすい環境の整備(被害に遭った際や目撃した際にとることが望ましい行動の周知、通報先・相談窓口及び被害申告後の捜査の流れの周知、捜査段階における負担軽減等) ○ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの周知と痴漢被害に係る相談対応の充実 ○ 学校における相談体制の充実 ○ 痴漢被害を理由とした遅刻や欠席への対応 ○ 被害に遭った受験生の受験機会の確保 ○ 警察、ワンストップ支援センター、学校等の連携強化
(4) 社会の意識変革を促す取組	○ 鉄道事業者等と協働した痴漢撲滅キャンペーンの実施 ○ 若年層の性暴力被害予防月間等を通じた広報啓発 ○ 学校における広報・啓発活動の推進 ○ 児童生徒等への痴漢対応に関する取組の周知
(5) 横断的推進のための取組	○ 政策パッケージの確実な実行のための枠組み (「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ実行連絡会議」の開催、継続的なフォローアップの実施等) ○ 関係府省が連携した痴漢対策に関する情報発信 ○ 痴漢被害に関する調査等の実施

1 DV対策における取組

2 性犯罪・性暴力対策に関する取組

3 広報・啓発に関する取組

令和5年度「女性に対する暴力をなくす運動」の主な取組について

政府では、**毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間**、関係団体との連携、協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するための広報活動を実施。（平成13年6月5日男女共同参画推進本部決定）

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではないが、特に、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。

潜在化しやすい暴力の問題に対し、社会の意識を喚起するとともに、人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることにより、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進する。

○ 啓発物の作成・配布（ポスター、リーフレット、パンフレット、カード、シール、パープルリボンバッジ）

社会の意識の醸成と相談窓口の周知を図る啓発物を全国の自治体、関係機関・団体、公立図書館等に配布。



<ポスター>



<パンフレット>



<啓発カード 表面>



<啓発カード 裏面>



<啓発シール>



<令和5年度ライトアップ写真>

○ 全閣僚による運動期間中のパープルリボンバッジの着用

○ パープル・ライトアップ

全国のタワーや商業施設等において、女性に対する暴力根絶のシンボルカラーである紫色にライトアップするパープル・ライトアップを実施。



<パープルリボンバッジ>

若年層を対象とした性的な暴力の根絶

● 若年層の性暴力被害予防月間

【期間】毎年 4 月

【目的】

AV出演被害、JKビジネス、レイプドラッグの問題、酩酊状態に乘じた性的行為の問題、SNS利用に起因する性被害、セクシュアルハラスメント、痴漢等、若年層の様々な性暴力被害の予防啓発や性暴力被害に関する相談先の周知、周りからの声掛けの必要性などの啓発を行い、若年層が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないことの啓発を徹底する。

【実施主体】

内閣府、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省

【主な実施事項】

- (1) ポスターの作成・配布、インターネット等のメディアを利用した広報活動
- (2) 性暴力防止に関する動画の作成
- (3) SNS等を活用した広報

若年層の性暴力
被害予防月間
ホームページ



https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/jakunengekkan/index.html



啓発資料

啓発パンフレット

保護者・こどもと関わる大人向け

こどもたちのためにできること
～性被害を受けたこどもの理解と支援～

保護者のみなさん、
こどもと関わりのある大人のみなさんへ

こどもへの性暴力は、身近な人でも気づきにくいものです。
それでもみなさんにはできることがあります。

こどもが見せるSOSのサインに気づいてください。

そして、もし被害に気づいたら、適切に対応することが大切です。

ひとりで抱え込まずに、相談機関等のサポート等を受け、あなた自身のこころとからだにも気を配りながら、こどもの回復を支えてください。

より詳しく知りたい方は
こちらをご覧ください
内閣府ウェブサイト → 



一般向け

あなたは悪くない
～もしものときのために知っておいてほしいこと～

あなたのからだごころは、あなた自身のものです。
いつ、どこで、だれと、どのような性的な関係を持つかは、あなたが決めることができます。

同意のない性的な行為は「性暴力」です。

相手と対等な関係でなかったり、誰だと言えない状況であったりしたなら、
本当の同意があったことはありません。

また、一つの行為に同意をしたとしても、他の行為に同意したことにはなりません。
同意のない性的な行為は、犯罪となる場合もあります。



性暴力の被害を受けた方へ
～あなたは悪くない～

被害にあったことを、誰にも相談できないと思っていませんか。
悪いのは加害者です。
あなたは悪くありません。
あなたのこころとからだのケアやこれからのことと一緒に考えていきましょう。

身近な人が被害にあった方へ
～あなたは悪くない～

友人や家族など大切な人から被害を打ち明けられると、どのように対応してよいのか分からなくなるかもしれません。
でも、みなさんは被害にあった方を安心させることができると重要な存在です。
みなさんにできことがあります。

啓発動画



啓発パンフレット・動画は内閣府ウェブサイトでご覧いただけます。

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/index.html#card

